

加古川中央市民病院 増築・改修整備事業

要求水準書

2021年 4月

地方独立行政法人加古川市民病院機構

— 目 次 —

1. 総則	1
(1) 要求水準書の位置付け	1
(2) 要求水準の構成	1
(3) 要求水準の変更について	1
2. 本事業の概要	1
(1) 基本方針	1
(2) 増築・改修整備事業の概要	2
(3) 本事業実施場所	2
3. 本事業のスケジュール	4
4. 関係法令及び規準・仕様等	4
(1) 法令等	4
(2) 条例等	6
(3) 本事業実施にあたり参考とする仕様等	6
(4) その他	6
5. 業務の内容	6
(1) 設計に関する業務	7
(2) 建設に関する業務	7
(3) 近隣対応・対策に関する業務	7
(4) 工事監理に関する業務	7
(5) その他の業務	7
6. 業務の内容に係る要求水準	7
(1) 共通事項	8
(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	9
(3) 建設業務	11
(4) 工事監理	12
(5) 竣工図書リスト	13

1. 総則

(1) 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「機構」という。）が実施する「加古川中央市民病院増築・改修整備事業」（以下「本事業」という。）の事業者として決定された者が行う業務内容に関して、機構が求める内容及び質の満たすべき水準を示すものであり、入札説明書と一体のものとして位置付けるものである。

なお、本要求水準書において使用する用語の定義は、入札説明書において使用される用語と同一のものである。

(2) 要求水準書の構成

本要求水準書は、以下のように構成されている。要求水準書に記載していない事項については、添付資料 加古川中央市民病院増築・改修整備 基本計画書（以下「基本計画書」という）に記載の内容を基準として計画を行うこと。なお、要求水準書と基本計画書に内容の相違がある場合は、要求水準書の内容を優先するものとする。また、諸室リストは全ての必要諸室を反映しているわけではないため、設計時における各部門とのヒアリング等により要求諸室の追加等変更が生じることもある。なお、加古川中央市民病院増築基本計画 各図（以下「基本計画図」という）、パースについては、基本計画書の補足資料として纏めたものであり、計画について制限するものではない。

- ・ 要求水準書
- ・ 添付資料：基本計画書
- ・ 別添資料：基本計画図、諸室チェックリスト（標準施工区分表を含む）、業務区分表、基本工程表（案）、本館一般図、パース、インフラ整備状況（電気、ガス、電話、上水道、下水道関係図）、土質調査資料

(3) 要求水準の変更について

機構は、本事業の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別な理由により業務内容の変更が必要になった場合、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。

2. 本事業の概要

(1) 基本方針

東播磨圏域の基幹病院として安全で質の高い医療を提供し頼られる病院であり続けるため、現在課題となっている施設の機能不足を増築・改修により、働きやすく学べる空間を拡充し、多発する自然災害等にそなえるとともに将来の変化を先取した建物として整備する。

なお、既存建物との一貫性が重要であることから、当院開設時に目指した

- ① 急性期総合医療、救急医療を提供する機能
- ② 患者支援に配慮した温かみのある医療環境
- ③ チーム医療推進に向けた職場環境
- ④ 将来の高度医療導入可能な可変性、拡張性
- ⑤ 働きやすく、学べる病院としての環境
- ⑥ 自然災害時にも機能維持できる設備
- ⑦ 医療安全、防犯、セキュリティの確保

を基軸とし、更に、最近の医療を取り巻く環境変化についても適切に対応して織り込むこと。

(2) 増築・改修整備事業の概要

ア 増築棟

- ・ 構造 : 鉄筋コンクリート (一部 PC) 造 地上7階建て程度、免震構造
- ・ 建築面積 : 1,150 m² 程度とする。
- ・ 延べ床面積 : 5,900 m² 程度で整備するものとする。
- ・ 整備諸室等 : 増築棟に整備を予定する諸室は、基本計画書、基本計画図による。その他、当要求水準書、基本計画書等に記載がなくとも本事業に当然に必要なとなる諸室等を含む一式とする。

イ 本館改修整備

- ・ 本館の改修整備に係る諸室・内容は、基本計画書、基本計画図による他、基本方針に従い必要な諸室等一式とする。

なお、主な改修部位は次のとおり。

- 1階 : リネン、清掃関係諸室他
 - 2階 : ホスピタルストリート取り合い他
 - 3階 : 医局、図書室、中央事務室、会議室、更衣室他
 - 4階 : 病理検査、中央材料室他
 - 5階 : ファミリールーム、院内学級、相談室他
- その他、増築棟との取り合い連結部等

ウ その他

- ・ 本要求水準書、基本計画書等に記載がなくとも、本事業実施にあたり当然に必要な事項については、事業者の負担により実施するものとする。

(3) 本事業実施場所

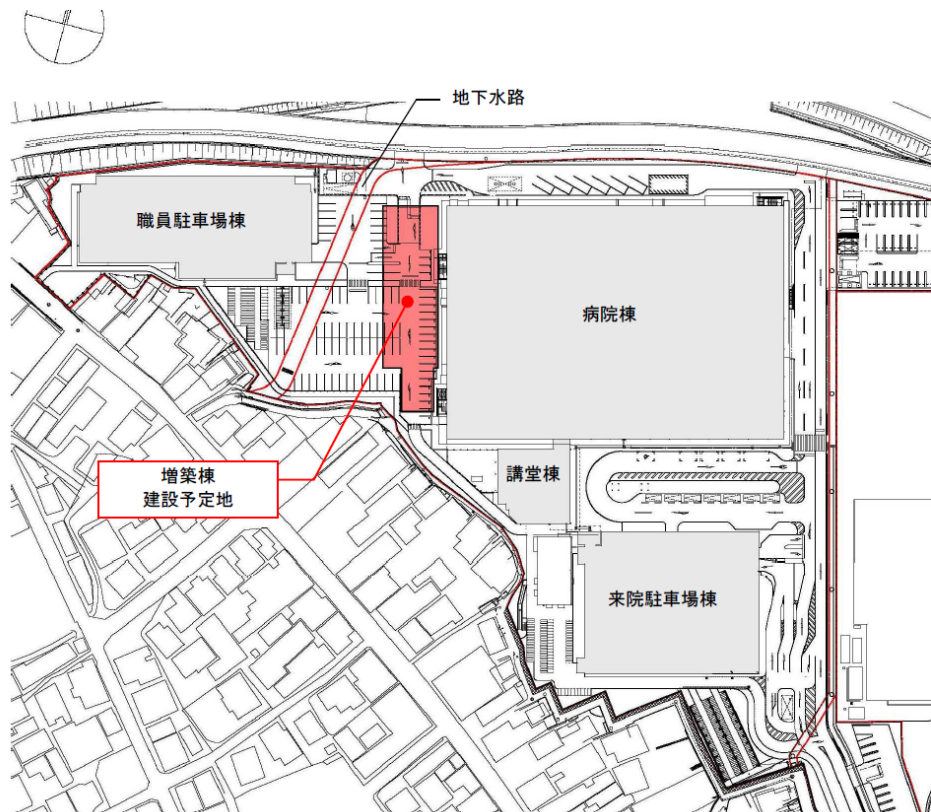
- ア 増築棟の建設場所は当院敷地内とし、配置等は添付 基本計画書、計画図を参照のこと。

・敷地概要

地名地番	加古川市加古川町本町 439 番地外
敷地面積	28,827.10 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域
建蔽率	法定 80%
容積率	法定 300%
斜線制限	道路斜線 適用距離 20m (勾配 1.5)
	隣地斜線 立上り 31m (勾配 2.5)
	北側斜線 該当せず
壁面後退	該当せず
絶対高さ制限	該当せず
日影規制	なし
高度地区	指定なし
防火指定	準防火地域
都市計画道路	敷地北部 都市計画道路 3・4・552 加古川左岸線 (幅員 16m)
	敷地南部 都市計画道路 3・4・570 本町河原線 (幅員 16m)
河川保全区域	一部該当 (河川境界から 20mまで)

イ その他の敷地条件

- ・増築予定場所に近接する水路は公共水路、隣接して都市計画道路があるため、事業の計画・実施にあたり構造物の建設制限、法規制等遵守の上、適切に対応すること。
(参考図：敷地概要)



ウ. インフラ整備状況等（別添資料参照）

- ・ 土質調査資料
- ・ 電気、ガス、電話、上水道、下水道関係図
- ・ 既存井戸配置図

3. 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは概ね次のとおりとする。

- ・ 契約の締結 : 2021年 6月（見込み）
- ・ 増築・改修整備 : 着手 2021年 6月（見込み）
- ・ 同上 : 完工 2023年 9月 末日（事業期間終了・予定）

4. 関係法令及び規準・仕様等

本事業の実施に当たっては、本要求水準書の各業務の要求水準に特段の記載がない場合でも、次の関連法令等（すべての関連施行令、規則等含む）を遵守すること。また、下記以外に業務実施にあたり必要となるその他の法令、関係条例等についても同様とする。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法

- ・ 建築士法
- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 消防法
- ・ 文化財保護法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 道路法
- ・ 河川法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 電波法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 駐車場法
- ・ 警備業法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 医療法
- ・ 健康保険法
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 健康増進法

- ・ その他関連法令等

(2) 条例等

- ・ まちづくり基本条例
- ・ 加古川市景観まちづくり条例
- ・ 外広告物条例
- ・ 建築基準条例
- ・ 福祉のまちづくり条例
- ・ 景観の形成等に関する条例
- ・ 危険物の規制に関する規則
- ・ 環境の保全と創造に関する条例
- ・ 総合治水条例
- ・ 加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ・ 加古川市開発事業の調整等に関する条例
- ・ 加古川市火災予防条例
- ・ 加古川市建築防災計画書指導要領
- ・ その他の関連条例等

(3) 本事業実施にあたり参考とする仕様等

- ・ 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

(4) その他

質の高い医療を提供するために、（公財）日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の認定基準に対応できる施設とすること。

5. 業務の内容

(1) 設計に関する業務

ア 事前調査業務

- ・ 測量調査
- ・ 地質調査

イ 設計に関する業務

- ・ 基本設計
- ・ 実施設計
- ・ 建築確認申請、建築物構造性能評価及び大臣認定他、各種許認可の申請及び取得（申請

手数料含む)

(2) 建設に関する業務

- ア 建築工事
- イ 電気設備工事
- ウ 衛生設備工事
- エ 空調設備工事
- オ 搬送設備工事
- カ 外構工事
- キ 各種許認可申請及び取得

(3) 近隣対応・対策に関する業務

- ア 敷地及び周辺地域の電波障害調査、対策（建設中、建設後含む）
- イ 近隣住民への計画説明、調整
- ウ 井水に係る事前、工事中及び事後調査、対策
- エ 建設に伴う近隣対応

(4) 工事監理に関する業務

- ア 建設に係る工事監理業務

(5) その他の業務

- ア 敷地周辺の供給処理施設（電気、電話、ガス、上水道、下水道等）調査及び諸官庁協議、申請業務
- イ 病院建物の構造設備、変更許可、申請書類等の作成支援
- ウ その他、本事業を実施する上で必要となる関連業務
- エ 補助金、交付金等申請書類の作成支援業務

6. 業務の内容に係る要求水準

業務の内容に係る要求水準は、以下による他、基本計画書、計画図に示す内容による。

(1) 共通事項

- ア. 本事業の基本方針に基づき、基本計画書、基本計画図に示す諸室を適切に整備すること。また、諸室リストに記載がなくとも、機能上必要な諸室も織り込むこと。
- イ. 当該敷地の立地状況を十分把握の上、強風、洪水等災害時の病院機能維持（BCP）に配慮した建物とすること。
- ウ. 増築棟と既存本館との連携、一体性に配慮した合理的な動線計画とすること。
- エ. ライフサイクルコスト、再生可能エネルギーの有効活用等、環境負荷低減に配慮した建物とすること。
- オ. 全体のデザイン、外装、内装材、アート、各種設備機器類、外構等は、既設の

モノトーンを基調として一体感を持たせると共に、最新の技術、省エネルギー、メンテナンスの利便性やメンテナンスフリー化などにも優れた素材や仕上げ、設備機器等を適切に選択・採用し、安全性、利便性、耐久性に配慮した建物とすること。

- オ. 室内空間、環境設計においては、閉塞感のない良質の療養・執務空間を実現すること。特に、天井高さ、通路幅など、既存と同等以上を確保するよう留意すること。
- カ. 敷地は、本事業により緑地等の減少変更が想定されるため、代替の確保を含め提案を行うこと。
- キ. 増築棟建設予定場所は、来院者、並びに職員の駐車場として使用中であり、本事業開始以降も、継続して緊急車両を含む進入路を確保した計画設計・施工とすること。
- ク. 本館の改修整備は、施設稼働中に実施するため、事前に現状を十分調査し、騒音、振動、臭気等療養環境に配慮した仕様・工法等を選定し、稼働に支障無きよう適切な対策を行ったのち実施すること。なお、原則として火気は使用しない工法等を選定すること。
- ケ. 本事業推進にあたっては、別途工事等に対しても、関係者相互に誠意をもって対応、調整、協力して工事を完了させること。

(2) 設計業務（基本設計、実施設計）

ア. 基本方針

本要求水準書、基本計画書、基本計画図、関係図書に基づき、先進且つ快適な医療・療養環境、働きやすく学べる空間として整備すること。

イ. 設計業務（基本設計、実施設計）

- ・ 設計業務は、「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」及び業務委託書に基づき行うこと。
- ・ 事業者は基本協定締結後に本業務を開始する場合は、速やかに設計工程表、実施体制表、設計業務着手届、技術者届（設計経歴書添付）、協力技術者届（設計経歴書添付）等を提出して機構担当者（以下「担当者」という）の確認を受け、設計業務を行うこと。
- ・ 事業者は設計期間中の業務進捗状況に応じて、業務区分ごとに機構へ設計図書等を提出すると共に報告を行い、担当者及び関係機関と十分な協議・連携のもと設計業務を進めること。
- ・ 事業者は定期的に当該事業の進捗状況及び内容について機構に報告し、機構及び関係機関と協議等を行った際には、協議録等を作成し保管すること。
- ・ 設計図書の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、担当者と協議の上指示を受けること。
- ・ 法規制やインフラ等の諸条件については、官公庁等と事前に調整の上、担当者の確認を受けること。また、協議録等を作成し保管すること。
- ・ 医療法、その他の関係法令に基づく許可申請等において、担当者の求めに応じて協

力すること。

- ・事業者は基本設計、実施設計完了時に以下の成果品を担当者に提出し、内容の確認を受けること。

基本設計	建築概要書（意匠、構造）、電気設備概要書、空調・衛生設備概要書、搬送設備概要書、工事費概算書、官公庁打合せ記録、その他必要図面・パース（外観・内観）・資料	
実施設計	図面（建築）	特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室毎の面積表、法チェック図、その他必要図面
	図面（電気）	特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、その他必要図
	図面（衛生）	特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所他）、屋外設備図、その他必要図面
	図面（空調）	特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・断面図、各種配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備平面図、部分詳細図、機器詳細参考図、中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面
	図面（搬送）	昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面
		完成予想透視図

（3）建設業務

ア. 基本方針

- ・設計図書に基づき、安全で質の高い医療を提供できる、快適で働く人にもやさしい医療・療養環境を、安全・品質を確保した上で、予定工期内に完成すること。また、工事における周辺住民及び担当者の要請に対しても柔軟な対応がとれる実施体制とすること。

イ. 建設業務

- ・事業者は現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法等を検討し採用すること。
- ・機構が別途行う、医療機器・什器備品並びに医療情報システム整備、既存施設からの医療機器や備品の移設等は事業者が行う工事と密接な関係にあるため、これらの事業者と自主的、主体的に連携をはかり、円滑な工事施工を行うこと。

- ・事業者は文書により定期的に工事の進捗状況について報告を行うとともに、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況等を説明すること。
- ・現場での作業時間は原則として8時30分から18時までとすること。
- ・工事現場は周囲に適当な柵、仮囲い等を設け、工事範囲を周囲と明確に分離し、工事関係者以外の立ち入りを禁止すると共に、その旨の表示を徹底すること。また、工事現場以外の場所、隣地及び公道等における作業は禁止し、工事現場内の秩序を保持させること。
- ・工事現場、仮設事務所、資材置き場等は、増築予定場所の既存駐車場スペースを使用することを原則とする。また、職員駐車場を継続使用するための仮設通路を確保すること。(ゲート移設含む)
- ・仮設事務所の一部に工事監理者事務所(50㎡程度)を設け、事務机、会議机、椅子、その他事務備品、OA機器、インターネット環境整備、流し台、見本棚、冷暖房設備を担当者と協議の上設置すること。併せ、会議室(40名程度、共用可)を設置すること。これら光熱水費、維持費は請負者の負担とし事業費に含むものとする。
- ・工事現場内、隣接院内、近隣等、事業関係者はもとより第三者に対して事故、不具合を発生させないよう適切な対策を行ったのち、安全を確保し、確実に工事を完了すること。取り分け、稼働中の病院であるため、騒音、振動、臭気、火災、停電、漏水等遺漏なきよう工事を行うこと。
- ・工事現場及び周辺の清掃、散水等適切に実施し、安全で清潔な職場の整備に努めること。
- ・不具合等状況により工事の中断を求めることがある。その場合は速やかに工事を中断し、事業者の責任において適切に対策を講じたのち、担当者の確認のもと工事を再開すること。
- ・事業者の調査・準備不十分等により発生した不具合、損害等は、事業者の責任において適切に処理すること。
- ・関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めると共に、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用すること。
- ・「建設業法24条の7」の規定に基づき施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場にそなえ、公衆が見やすい場所に掲示すること。
- ・工事現場では、すべての工事関係者に名札を着用させること。また、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は顔写真入りの名札を着用すること。
- ・建築物に関する完成検査、必要な手続き業務等は、事業工程に支障が出ないよう着実に実施すること。
- ・事業者が独自に仕様書及び品質管理基準を用いる場合は、その用いる仕様書及び品質管理基準を担当者に提出して説明し、確認を受けること。

- ・担当者が要請した場合、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお、担当者は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・事業者は工事完成時には施工記録を整備して、現場で担当者の確認を受けること。
- ・工事完了後、担当者に事業完了届を提出して担当者の履行確認を受けること。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。併せ、機構関係者に対して取り扱い説明を実施し、内容を周知させること。
- ・竣工後、事業者は、事業者独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを担当者に報告し、担当者の確認を受けること。
- ・竣工後、竣工図書等を別途示す竣工図書リストに従い作成・提出し、担当者の確認を受けること。
- ・竣工後、備品等・機器リスト、鍵引き渡し書等を作成し、保全に必要な仕上げ材、機器類等を含め引き渡し担当者の確認をうけること。

(4) 工事監理業務

ア. 基本方針

- ・設計図書を十分に理解したうえで、安全・品質等が確実に確保されるよう確認・指導すると共に、担当者への報告・確認を綿密に行うことにより円滑に工事が進捗するよう指導すること。

イ. 工事監理業務

- ・工事監理業務は、「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」及び業務委託書に基づき行うこと。
- ・事業者は「建築基準法」「建築士法」に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行い、定期的に担当者へ工事状況を報告すること。
- ・担当者が要求したときは、書面により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うと共に工事現場での説明を行うこと。
- ・工事監理者は近隣対応や官公庁との協議に関し、必要に応じて担当者や工事施工者と協力して速やかに対応すること。
- ・施設利用者はもとより関係者も含め、安全が最優先であることを十分に認識して工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。
- ・事業者は工事完成時には工事監理記録を整備し、現場で担当者の確認を受けること。
- ・機構が別途発注する医療機器、情報システム機器、什器備品の整備等は、事業者の業務と密接な関係にある場合、必要に応じ適切に調整を行うなど、円滑な工事遂行に協力すること。

なお、別途工事主な項目及び事業予定は下表の通り。

予定する別途工事等	予定事業期間
情報通信設備工事	2022年1月～6月頃
医療機器関係搬入・設置工事	2023年7月～9月頃
什器・備品工事	2023年7月～8月頃
既存備品移設工事	2023年7月～8月頃
既存医療機器移設工事	2023年7月～8月頃
引越し	2023年9月～10月頃

- ・事業者は完成図書を作成し担当者に提出すること。
- ・施設引き渡しに関する業務は全て事業者が行うこと。

(5) 竣工図書リスト

竣工時の提出図書リストは以下によるほか、担当者と協議して提出を求めるもの1式とする。

項目	摘要	書式等	部数	備考
工事完了届			1部	正1、副2部
工事記録写真		A4ファイル	3部（正1副2以下同じ）	CD-R*
設計図	基本設計図、実施設計図、契約図、竣工図、	A1、A3	各3部（正1副2以下同じ）	袋綴、竣工図正はA3版のみハードカバー CD-R
検査記録	各種機器検査記録、性能確認記録等	A4ファイル	各3部	PDF、CD-R
施工図	各種施工図、プロット図	A1、A3	各3部	同上
備品リスト	各種備品、保全用品リスト類	A4ファイル	各3部	同上
設備機器	各種機器図、リスト	A4ファイル	各3部	同上
引渡書	リスト、建物、鍵、その他	A4ファイル	各3部	同上
各種保証書	リスト、保証書類	A4ファイル	各3部	同上
取扱説明書	建物、設備機器等取扱説明書	A4ファイル	各3部	同上
許認可書類	建築確認申請副本、折衝記録	A4ファイル	各3部	同上
竣工写真	外観、内観、全景等	A4ファイル	各3部	同上
工事監理	工事監理報告書	A4ファイル	各3部	同上

*提出書類のうち、設計図、施工図はCAD（JWW）、PDFデータとして、CD-Rにても提出すること。

7. 添付資料

- ・添付資料：加古川中央市民病院増築・改修整備事業 基本計画書
- ・別添資料：1 増築棟・改修整備基本計画図（含本館改修整備計画）、
2 病院増築・改修整備 諸室チェックリスト
3 業務区分表
4 基本工程表（案）
5 本館一般図・パース
6 インフラ整備状況（電気、ガス、電話、上・下水道関係図、井戸配置図）
7 土質調査資料